# さいしん

第 41 号

2011 年 10 月 2 日発行

袴田巖さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000 円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 019-0410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502 号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamada-saishin.org/
E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

## 「5点の衣類」のDNA再鑑定がいよいよスタート!!

## 第10回三者協議で証拠開示に大きな進展!!

## 一刻も早い再審へ!

## Free HAKAMADA Now!



この度の東日本大震災で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
共に前進しましょう！！

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト（日本プロボクシング協会公認）
**http://www.free-hakamada.com**

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。

# Contents


○弁護団レポート「「5点の衣類」のDNA再鑑定がいよいよスタート」
「第10回三者協議で証拠開示に大きな進展」他　福田……2
○報　告　面会報告　福田……6
○議連ニュース「牧野会長が経済産業副大臣に就任」「議連の滝実衆院議員が法務副大臣に就任」　福田……6
○「袴田事件」トピックス　「千葉元法相講演会」「ゴビンダさん支援集会」他　小石、校條、他　7
○報告・紹介　会計報告・会報をお読みの皆様からのメッセージ紹介　求める会事務局　9
○オピニオン　5点の衣類のDNA鑑定と証拠開示に期待すること　石井 …… 10
○報　告　8・18要請行動、袴田ひで子さんの手紙、要請書　福田…… 11
○資　料　新聞記事集　…… 16
○活動報告　活動日誌、活動予定、編集後記　求める会事務局 24


Free Hakamada Now!!!

# 弁護団レポート

共同代表・福田勇人

## ★「5点の衣類」のDNA再鑑定がいよいよスタート★

本誌前号「弁護団レポート」で実施が内定したことを報じた「5点の衣類」のDNA再鑑定ですが、8月23日付で静岡地裁刑事第1部（原田保孝裁判長）が正式採用の決定を行い、再審請求人の袴田秀子さんと弁護団の各弁護人宛に決定書が送付されました。

これを受けて弁護団は8月25日に静岡県庁記者クラブで会見し、決定事項下記3項目（概要）などについて説明しました。

1. 次に記載する8点の試料について血液型とDNA型の鑑定を行う。
「5点の衣類」のうちの
1白ステテコ
2白半袖シャツ
3ネズミ色スポーツシャツ
4緑色パンツ
事件当時被害者が着用していた衣類のうちの
5専務の妻が着ていたメリヤスシャツ
6長男が着ていた白ワイシャツ
7同じく長男が着ていた白メリヤスシャツ
8次女が着用していたブラジャー
2. 検察・弁護団がそれぞれ推薦した2名を鑑定人として選任し、それぞれ個別に鑑定を行う。
3. 8月29日午後1時30分から静岡地裁で各鑑定人を尋問する。

ところで、上記決定書では上記8点の衣類から試料を採取し鑑定を行うとされましたが、これには「5点の衣類」の鉄紺色ズボンと、専務が着用していた衣類は含まれていません。これは、もともと弁護団が今年2月に提出した鑑定請求書で鑑定試料から外されていたためです。「5点の衣類」の鉄紺色ズボンが外された一因としては、前回の鑑定時に、ズボンに付着した血液の量や状態から鑑定が難しいのではないかと判断し鑑定試料から外したため、今回も当初それに倣ったことが挙げられます。また専務が着用していた衣類に

ついては、裁判記録上これらの衣類に関して血液鑑定が行われた形跡がないため、これらの衣類に専務の血液が実際に付着しているのかどうか判断できなかったためです。

この点について弁護団は８月28日から焼津市内で開催していた合宿会議であらためて協議し、鉄紺色ズボンは「5点の衣類」の中心的証拠であり血液の付着も認められること、専務が着用していた衣類についても専務の血液が付着している可能性が高いことなどから、29日の午前中に急遽鑑定請求補充書を裁判所に提出し、次の３点の衣類を追加で鑑定するよう請求しました。

「5点の衣類」のうちの
　9鉄紺色ズボン
事件当時専務が着用していた
　10白ズボン下
　11水色たて縞のパンツ

そして迎えた2011年８月29日、午後１時30分から静岡地裁202号法廷で鑑定人尋問が行われ、いよいよDNA再鑑定が本格的にスタートしました。鑑定人による宣誓の後、鑑定人の氏名・経歴などの基本的な質問や鑑定期間などについて裁判所・検察・弁護団から30分ほどの尋問が行なわれ、その後５階の会議室で試料の採取作業が２時間以上にわたって行われました。試料採取の具体的作業は、各試料について血液が付着していると思われる箇所とそうでない箇所（対照箇所）をそれぞれまず2cm×1cmの大きさに切り取り、それをさらに半分に切って1cm四方にするというもので、採取の様子は裁判所職員によって写真撮影されました。

また、試料採取作業中に、追加請求した試料についても鑑定人の意見を聞き、鑑定を実施するこ

| No. | 採取衣類 | 採取箇所 |
|---|---|---|
| 試料１ | 「5点の衣類」<br>白ステテコ | ①A型血液が付着しているとされる部分<br>②A型血液が付着しているとされる部分<br>③対照箇所 |
| 試料２ | 「5点の衣類」<br>白半袖シャツ | ①A型血液が付着しているとされる部分<br>②B型血液が付着しているとされる部分<br>③対照箇所 |
| 試料３ | 「5点の衣類」<br>ネズミ色スポーツシャツ | ①A型血液が付着しているとされる部分<br>②AB型血液が付着しているとされる部分<br>③対照箇所 |
| 試料４ | 「5点の衣類」<br>鉄紺色ズボン | ①血痕様部分<br>②対照箇所 |
| 試料５ | 「5点の衣類」<br>緑色パンツ | ①A型血液が付着しているとされる部分<br>②B型らしい血液が付着しているとされる部分<br>③血痕様部分<br>④対照箇所 |
| 試料６ | 専務妻着用<br>メリヤスシャツ | ①焼け残りの一部<br>②対照箇所 |
| 試料７ | 長男着用<br>白ワイシャツ | ①焼け残りの一部<br>②焼け残りの一部<br>③対照箇所 |
| 試料８ | 長男着用<br>白メリヤスシャツ | ①焼け残りの一部<br>②焼け残りの一部<br>③対照箇所 |
| 試料９ | 専務着用<br>白ズボン下 | ①焼け残りの一部<br>②対照箇所 |
| 試料10 | 専務着用<br>水色たて縞のパンツ | ①焼け残りの一部<br>②対照箇所 |
| 試料11 | 次女着用<br>ブラジャー | ①焼け残りの一部<br>②対照箇所 |

とが決定されました。これにより、「5点の衣類」の全てと、事件当時被害者４名がそれぞれ着用していた衣類、合計11点が鑑定されることになったのです。この機を逃せばDNA鑑定が再び実施される可能性は相当低いと考えられ、今後どのような鑑定結果が出るにせよ、この追加請求が認められた意義は大きいと思われます。対照箇所を含めた採取試料全29点の詳細は前ページ表のとおりです。

試料採取作業が終了したのち、202号法廷で再開された鑑定人尋問を経て裁判所は具体的な鑑定事項を次のように決定しました。

1. 各試料に人血が付着しているか。付着しているとすれば、その血液型。
2. 各試料に付着しているDNA型。
3. 各DNAが各血液に由来する可能性。
4. 各DNAは同一人に由来するものか。
5. 各DNAが親子又は兄弟の関係にある者に由来する可能性。
6. 各DNAは男性に由来するものか、女性に由来するものか。
7. その他関連事項

また、鑑定期間については、鑑定人から意見を聞いた上で今年12月22日を鑑定書の提出期限とすることが決まりました。前回の鑑定が決定から結果判明まで２年以上かかったことからすると、鑑定期間を約４か月とする合意ができたことは、袴田さんの年齢や健康状態を考えると非常に大きな成果だと思います。

「5点の衣類」に付着している血液のDNA型が被害者のDNA型と一致しないとなれば、「5点の衣類」を袴田さんの犯行着衣だと認定して死刑を言い渡した確定判決の証拠構造は、ほとんど唯一の拠り所を失い、それこそ一気に音を立てて崩れます。どのような結果が出るのか予断は許しませんが、あと２か月余り、鑑定人から良い結果がもたらされることを期待して待つことにしましょう。



合宿会議でDNA再鑑定への対応などを協議する弁護団

## ★第10回三者協議で証拠開示に大きな進展★

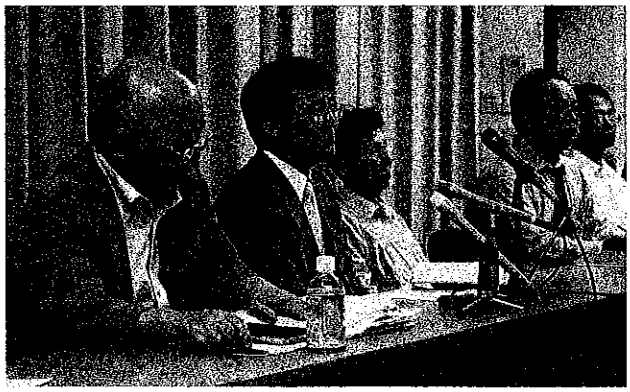
DNA再鑑定の鑑定人尋問と試料採取が実施された８月29日は、それに前後して10回目の三者協議も行われ、証拠開示についてこれまで検察官の任意提出に任せてきた裁判所が一歩踏み込んだ積極的な姿勢を示しました。

原田裁判長はこの日の協議で林享男検事に対し、弁護団が提出した証拠開示理由補充書３および4(これまで弁護団が開示請求したにもかかわらず検察が開示していない証拠について再度開示を求めたもの)に対する反論の提出時期を尋ね、11月11日までに提出すると答えた林検事に対し、それらの証拠を、1存在しないもの、2存在するが開示しないもの、およびその理由、3存在するともしないとも言えないもの、の区別をはっきりさせて反論するよう求め、それを踏まえて裁判所は何らかの判断をすると述べたのです。

つまり、合理的な理由もなく検察が開示に応じない場合には、裁判所は開示勧告や開示命令を出す用意がありますよという姿勢を見せたわけです。こうした裁判所の積極的な姿勢を弁護団も評価していますが、「何らかの判断」がどのようなものになるのか定かではありません。仮に開示勧告を出した場合でも、対象となる証拠をごく狭い範囲に限定するのであれば、期待から失望へと裁判所に対する評価も変わってしまうでしょう。

なお、この日支援者は、三者協議が行われている時間に、静岡地検と静岡地裁に対し要請を行いました。要請に参加したのは主に地元静岡の支援者約15名で、私からは地検に対し、DNA再鑑定を裁判所が採用したことを重く受け止め、再審請求についての判断が裁判所から出されるまでの間、法律に基づいて検察官裁量による刑の執行停止を求め、地裁に対しては、再審請求人である秀子さんを前回三者協議の場から排除した不当性を述べ（本誌前号参照）、今後は当事者を協議に参加させるよう要請しました。

※弁護団と秀子さんに確認したところ、この日秀子さんは鑑定人尋問とDNA鑑定の試料採取には立ち会うことができたものの、三者協議に参加することは許可されなかったとのことです。



三者協議後記者会見に臨む弁護団と秀子さん

## ★シンポ「死刑と冤罪を考える」で映画上映＆講演★

９月３日（土）、日弁連人権擁護大会のプレシンポジウム「死刑と冤罪を考える～島田事件・袴田事件を通じて～」（山梨県弁護士会主催）が甲府市で開催され、『BOX 袴田事件 命とは』の映画上映と西嶋弁護団長・袴田秀子さんによる講演が行われました。■

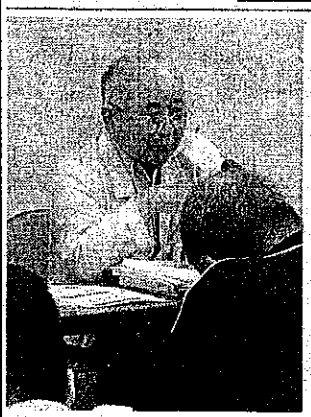
山梨日日新聞 2011年９月４日

**島田、袴田事件から死刑と冤罪考える**

甲府 県弁護士会が講演会

県弁護士会（柴山聡会長）は3日、甲府・県弁護士会館で講演会「死刑と冤罪を考える～島田事件・袴田事件を通じて」を開いた。

10月に香川県で開かれる人権擁護大会のプレシンポジウムとして同会が主催し、約80人が参加した。



映画「BOX 袴田事件 命とは」を上映したほか、弁護士の西嶋勝彦さんによる講演を聴いた＝写真。西嶋さんが担当弁護士を務め、死刑判決後の再審で無罪が確定した1954年の「島田事件」や、66年に静岡県で起きた「袴田事件」を紹介しながら、死刑と冤罪の問題点について話した。

## ☆緊急告知！☆集会のお知らせ

**11・19 冤罪袴田事件の再審を求める市民集会**

証拠開示とDNA鑑定で袴田巖さんを救い出そう！

日時：2011年11月19日（土）13時～16時45分（12時30分開場）

場所：日本橋公会堂２階集会室

（東京都中央区日本橋蛎殻町 1-31-1 TEL:03-3666-4255）

○東京メトロ（半蔵門線「水天宮前」駅６番出口徒歩２分）（日比谷線「人形町」駅A2出口徒歩５分）（東西線「茅場町」駅4a出口 徒歩７分）○都営地下鉄（浅草線「人形町」駅A3出口徒歩７分）

プログラム

☆第２次再審の現状報告（袴田事件弁護団長・西嶋勝彦さん）

☆DNA再鑑定の解説（袴田事件弁護団・角替清美さん）

☆パネルディスカッション「なぜ証拠の全面開示は実現しないのか」

パネラー：木谷明さん（法政大学法科大学院教授）、安田聡さん（狭山事件支援者）、今井恭平さん（東電OL殺人事件支援者）、袴田事件支援者

☆袴田秀子さんの挨拶 ほか

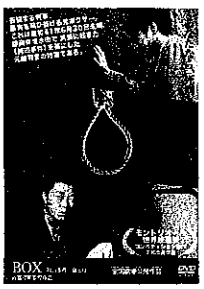
※終了後は懇親会を予定しています。

主催：袴田巖さんの再審を求める会（問い合わせ：090-2493-6627 福田）

## 『BOX 袴田事件 命とは』

**全国のツタヤなどでDVDレンタル開始！**

DVDでは本編の他に、特典映像（メイキングと「袴田事件」の紹介ビデオ）も観ることができます。



## 「袴田巖死刑囚救援議員連盟」ギレンニュース

共同代表・福田勇人

## ★牧野会長が経済産業副大臣に就任★

８月30日の首班指名に続いて９月２日に正式に発足した野田佳彦新内閣ですが、袴田救援議連の牧野聖修会長が９月５日に経済産業副大臣に就任しました。

民主党の役員会は2009年11月30日に「議員連盟のあり方(案)」に関する６項目の基本方針を了承しており、その５項目目には「政務三役、幹事長については入会、登録を了としない」とあります。これが、既に入会している議連についても適用されるのか、その場合すべての議連を即脱退しなければならないのかなど、はっきりしない点もありますが、いずれにせよ、福島第一原発事故への対応や震災復興支援など緊急かつ困難な任務にあたらなければならない経産副大臣というポストに就任した以上、牧野会長がこれまでどおり議連を代表して法務大臣に要請に行くなどの活動を継続することは難しくなってしまいました。

牧野事務所の鶴田秘書によれば、今後の袴田救援議連の人事や活動方針を決めるため、できるだけ早期に協議したいとのことです。

## ★議連メンバーの滝実衆院議員が法務副大臣に就任★

野田内閣の新しい法務三役に次の面々が就任しました。

・法務大臣
　平岡 秀夫(衆)
http://www.hiraoka-hideo.jp/

・法務副大臣
　滝 実(衆)
http://www.taki-makoto.jp/

・法務大臣政務官
　谷 博之(参)
http://www.tani-hiroyuki.com/

このうち滝実法務副大臣は、袴田救援議連のメンバーになっており、昨年４月の設立総会にも出席していました。自身のホームページでも「冤罪事件防止に踏み出す年に」と今年の元日に書いています。活躍を期待しましょう！

http://www.taki-makoto.jp/tsushin_img/vol.66.html

■

## 面会報告

共同代表 福田勇人

**2011年9月26日(月)**

午後１時30分過ぎ、弁護団の戸舘弁護士が面会申請を行いましたが、袴田さんが「知らない」「会わない」と言っているとのことで面会できませんでした。

**2011年9月28日(水)**

午後１時35分、東京拘置所の一般面会受付にて、袴田秀子さんと二人で面会申請しました。私はいつものように、刑事被収容者処遇法120条１項２号で死刑囚との面会ができることになっている重要用務処理者として「再審準備」を理由に申し込みました。約10分後、拘置所職員から「福田さんは拘置所決定で面会は認められません」と告げられたので、理由を尋ねたところ、「この申請内容(再審準備のために重要用務処理者として面会すること)では、弁護士資格のある方以外は認められない」との回答でした。

今年５月26日に面会を許可されなかった時には、弁護士以外の人が裁判の準備を理由に面会申請した場合に、面会を許可しないとする通達や内規はないとの回答でしたが(『さいしん』第39号参照)、今回ははっきり、弁護士でないと再↗




→審準備を理由に死刑囚と面会することはできないと明言したわけです。先月 18 日に袴田さん逮捕 45 年を機に提出（郵送）した東京拘置所長宛の要請書の内容（面会を許可しない場合、その理由（法的根拠）について行政としての説明責任を果たすことなど）を受けて、より明確に面会不許可理由を説明したのかもしれません。

その後秀子さんには「10 階 132 番」と書かれた面会整理表が交付されました。しばらくロビーで呼び出しを待ちましたが、午後２時過ぎ、拘置所職員から「呼んでも出てこない」との報告を受け、結局この日も袴田さんと面会することはできませんでした。仕方なく秀子さんの名前でカサブランカというユリの花束を差し入れて拘置所を後にしました。

秀子さんは、「何もしゃべらないで出てこないというのは健康状態が悪化しているんだと思う」と弟の病状を心配しつつも、「そのうちひょっこり出てくると思う」とも話しました。■


面会が叶わず弟の病状を心配する秀子さん

## ★千葉元法相講演会★

小石

法務大臣を退任する直前に死刑を執行した千葉景子さん。１年経って、その真意を肉声で聞けないものかと、８月半ばに講演会をのぞいてきました。

講演は司法試験受験生が主対象だったため、弁護士時代などの半生と司法制度改革の紹介が主体で、率直に言って国会答弁のようで面白くありませんでした。質問票に「法相時代の死刑に関する取り組みを振り返って、お話を」と書いて出したのですが、無視されるかもしれないと半ばあきらめていました。

ところが、千葉さんは語り始めました。「私は（死刑）廃止論で活動してきた。（執行は）たいへんな矛盾だった」と。「議論が密かに行われてはいけない。最終的には国民の皆さんが選択する問題。国会などできちんと議論し結論を出したい。議論するスタートを何とかしないと」と考えて、法務省内に勉強会を発足させたり刑場公開を実施したりしたと説明しました。

死刑執行を決断した理由については、「（それらと）バーターではないが、廃止の結論が出ていない以上、責務を果たすことも必要。責任者が立ち会って執行すべき」と考えたそうです。

ただ、葛藤の痕は引きずっているようで、「今でも死刑をなくしていく方向に議論していけたらいいと思っている。世論調査では『死刑存置』がほとんどだが、刑罰としてあっていいのか」と複雑な胸の内を吐露していました。

「これは私が一生考えていくべき話だと思っている」と締めくくった千葉さん。議員バッチを外したこれから、死刑に対する取り組みに注目していきたいと思います。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

# ★ゴビンダさん支援集会★

小石

東京電力女性社員殺害事件で無期懲役が確定したものの冤罪を訴え続け、再審を求めているネパール人、ゴビンダ・プラサド・マイナリ受刑者(44)を支援する緊急集会が９月14日、東京・文京区民センターで開かれた。ゴビンダさんの再審請求審では、遺留物のDNA鑑定によって有罪判決の前提を否定する結果が出るなど新たな動きが続き、再審が実現するかどうか注目を集めている。「無実のゴビンダさんを支える会」が主催した集会には、来日したゴビンダさんの妻や兄も参加し、「再審開始～無罪判決」に向けて決意を新たにする場になった。

1997年３月、東京都渋谷区のアパートの空き部屋で、東電社員の女性(当時39)が殺害された強盗殺人事件である。ゴビンダさんは隣のビルに住んでいて、この空き部屋のカギを預かっており、さらに被害者を買春したことがあったために疑われたが、直接的な物証はなく、状況証拠を重ねて起訴された。１審は無罪判決。これに対し、２審は「被害者が、この部屋が空室で施錠されていないと知って売春客を連れ込み、あるいは、ゴビンダさん以外の男性が被害者をこの部屋に連れ込むことは、およそ考えがたい事態である」と断じて無期懲役を言い渡し、最高裁も上告を棄却した。

集会では、弁護団の佃克彦弁護士が再審請求審の現況を報告した。現場で採取された精液や陰毛など42点について、今年に入って検察が専門家に依頼して実施したDNA鑑定で、(日)被害者の女性の体内に残っていた精液から２人分のDNA型が検出された(月)一つは被害者の型だったが、もう一つはゴビンダさんや事件当夜に別の場所で性交した常連客とは異なる別人の型だった(火)それは、殺害現場の空き部屋に落ちていた陰毛のDNA型と同じだった――という結果が出たと説明。事件の構図に新たに登場した男性が、事件当夜に現場の部屋で被害者と性的関係を持っていたと指摘した。弁護団はこの鑑定書を７月に裁判所に証拠として提出し、「確定判決の証拠構造は崩れた」と改めて再審開始を求めたという。

さらに佃弁護士は、検察が９月に入って、被害者の胸に付着していた唾液などこれまで開示していなかった42点のリストを示し、新たにDNA鑑定をしたいと申し入れてきたことに言及。特に胸の唾液の血液型は、ゴビンダさんが逮捕される前の警察の鑑定で、ゴビンダさんのＢ型とは違う「Ｏ型と思料される」との結果が出ていたという。ちなみに、精液のDNA鑑定で新たに浮上した男性もＯ型である。逮捕の段階でゴビンダさんが犯人であることに否定的な物証があったにもかかわらず、捜査機関はそれを無視し、しかも今日まで14年間、隠し続けていたわけだ。



参加者に支援を訴えるラダさん(左)とインドラさん

続いて、ゴビンダさんの妻ラダさんは「逮捕されてから、限りない苦しみを味わってきた。長いトンネルの先に光が見えたという言葉を胸に、一日も早く楽しい夫婦の暮らしができることを夢見て、良い結果を待っています」、兄のインドラさんは「状況は今までと大きく違う。それなのに、検察があきらめないのは残念だ」とあいさつした。再審無罪判決を勝ち取った布川事件の杉山卓男さん、桜井昌司さん、足利事件の菅家利和さんも並んで登壇し、「私たちは３人ともＢ型。ゴビンダさんもＢ型だから、絶対に無罪になる」とユーモアたっぷりに力強いエールを送った。

ところで、この集会の２日後、検察はDNA鑑定結果が「無罪を言い渡すべき明らかな証拠とはいえ

ず、再審開始の要件を満たさない」とする意見書を東京高裁に提出した（朝日新聞・９月17日付朝刊）。「（被害者の女性が）現場のアパート室内以外で性交渉する時間は十分にあり、室内の陰毛は犯行現場以外で性交渉した際に女性の衣服などに付着し、室内で落ちたとも考えられる」と主張している。確かにその可能性はゼロではないだろうけれど、根拠のない「可能性論」が通用するのならば、確定判決が認定した「被害者と一緒にこの部屋に入ることが出来たのはゴビンダさん以外にいない」という理屈は、今回の鑑定結果によって、もっと成り立たなくなるはずだ。検察は意味のない時間稼ぎをやめ、裁判所も一刻も早く再審開始を決めるように望みたい。

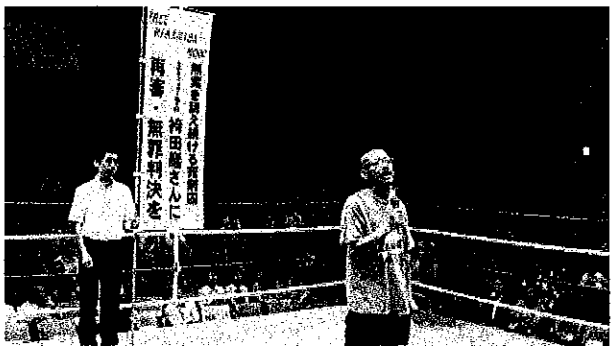
（参考記事：どん・わんたろう「ゴビンダさんの再審はかなうか～東電女性社員殺害事件の新展開」〈マガジン9〉http://www.magazine9.jp/don/110907/）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

## ★後楽園ホールで袴田事件をアピール！★

共同代表・校條　実

９月１３日18時から後楽園ホールで開催されたプロボクシングの興行「トクホンダッシュエアロ第86弾」でリング上から「袴田事件」のアピールを行いました！




リング上から支援を訴える校條共同代表

この興行の主催者であるトクホン真闘ジムの佐々木隆雄会長は30年以上にわたって袴田巖さんの支援活動を続けており、これまでも度々リングアピールを行なってきました。そして今回来場者に配られた試合プログラムにも「ボクシング界の先輩である袴田さんは、ボクシング界が救い出さなければなりません」との強い思いがしるされています。アピール直前に自分が用意してきた文章を削って、佐々木会長のこの文を読ませていただき、リング上で読みながらひしひしと会長の思いが伝わって来ました。そして、会場からの拍手がいつもに増して大きく、確実に袴田さんのえん罪について認識が広がっており、ボクシングファンの皆さんの支援の気持ちが確かなものになっていることを感じました。

本会がリングアピールをさせてもらったのは今日で３回目。試合プログラムとともに「袴田事件」の概要が書かれた本会作成のリーフレットも配布され、ホールロビーでは再審支援チャリティーＴシャツや関連書籍の販売、カンパのお願いも行いました。Ｔシャツ５枚、ブックレット２冊の売上げとカンパ4,173円の協力をいただきました。収益は支援活動に使わせていただきます。ご協力いただいた皆さん、どうもありがとうございました！■

## 会報をお読みの皆様からのメッセージ（振込み用紙通信欄）を紹介します。

**～2011年２月分～2011年９月分～**

●会員登録を希望します。(2011.3 兵庫県神戸市)
●カンパとして(2011.4 東京都墨田区)●いつもお世話になります。(2011.5 神奈川県川崎市)●会報「さいしん」購読希望。(2011.5 静岡県静岡市)●一日も早く再審を!!(2011.6 埼玉県所沢市)●冤罪Fileを毎回読んでいる者です。袴田さんの件も日本の検察・司法の出鱈目さに強い怒りを感じます。再審決定のでる日を祈っています。(2011.6 東京都杉並区)●会費をいつ払ったままなのか失念しております。足りないかもしれませんがとりあえず２年分、よろしくお願いします。(2011.6 東京都小金井市)●７月３日の清水の集会で小川弁護士が、袴田さんの拘束日数が世界最長と言っていました。正しく歴史的戦いです。(2011.7 静岡県藤枝市)●再審が実現するよう祈っています。正義の実現を司法に求めます。マスメディアの報道も重大です。犯罪報道の変革に向け闘います。(2011.8 千葉県柏市)●袴田さんが一日も早く再審できますよう応援致します。(2011.8 東京都板橋区)●いつもお世話さまです。２年分の会費納めます。(2011.9 東京都国立市)

メッセージのなかった方々も含め、ご支援ありがとうございます！（事務局一同）■




## ５点の衣類のDNA鑑定と証拠開示に期待すること

共同代表・石井信二郎

袴田さんと事件を結び付ける最重要証拠である味噌タンクから発見された５点の衣類について、なぜ弁護団が主張してきた「警察関係者による犯行着衣捏造説」が裁判官に相手にされてこなかったのか。奇異な言い方だが、九分九厘間違いなく捏造であると彼らも考えているからであろう。しかし、われわれは裁判官にそれを公言させるだけの根拠を未だ提出できていない。警察関係者による証拠物の捏造を認める事は、その主犯が誰であろうと警察・検察と真っ向から対決する事態となり、裁判官は首を懸けての一大決心がいる。明確な物証が無い限り彼らを動かすのは不可能と覚悟しなければいけない。この絶望的な結論にかすかながら光明が差し始めたのが「未開示証拠の開示」と「５点の衣類のDNA再鑑定」である。そこで、以下に「５点の衣類」について整理してみる。

1. 血がついて損傷もあるズボンなど５点の衣類が事件から１年２ヶ月後に事件現場となりの味噌工場の１号味噌タンクから発見された。
2. 事件と無関係という事はありえず、犯行着衣であると認定された。
3. 事件当時の捜索では１号味噌タンクを“商品を傷めないための配慮”として内部の捜索をしなかったために発見できなかった。
4. 味噌の仕込みや出荷の作業に携わっていた袴田さんが、事件後の仕込み作業でこの衣類が見つからない様にすることが可能な人間であった。
5. ５点の衣類からはＡ型（専務と同型）、Ｂ型（専務の妻、巖さんと同型）、ＡＢ型（息子と同型）の血痕が確認された。
6. ズボンの共布（端布）が袴田さんの実家から発見された。
7. この共布（端布）が味噌づけズボンの裾上げ時に裁断した余り布であるとの鑑定が認定された。
8. 確定判決の中で、袴田さんの物であると断定された物はズボンだけであるが、５点の衣類は袴田さんが着用したものであると認定された。
9. ズボンサイズは製造元の縫製寸法が83cm~85cmであり犯行当時の袴田さんははくことができた。

1~9がこれまでの判決によって認定されてきた内容であるが、２次再審請求とりわけ今年になって出された未開示証拠によりいくつかの疑問点がでてきた。一つはズボンサイズであるが、原審控訴審判決においてズボンのタグにみられた「寸法４、型Ｂ」という表記が、どうした事か途中から「B4」という表現に変わっていてあたかも「B4」がズボンサイズの表記で、その規格寸法が84cmであることを前提に袴田さん本人が当時はけたか否かの論争になってしまっていた。事件当時に関係者からの事情聴取により「B」が色を示す事を確認していたにも拘らず検察官が意図的にタグの表記を曖昧にして裁判官、弁護人双方を誤誘導した可能性がある。いずれにしろ同型タグの開示と供述調書の開示によりズボンのタグは「寸法４、型Ｂ」であり「Ｂ」は色を示すことが確認された。

**「端切れ」（ズボンの共布？）の謎解きこそがカギになる**

そして次がズボンの布地のサンプルを捜査本部がメーカーから取り寄せていたことだ。それも実家から端切れを押収する前と後の２回である。今回開示されたサンプルは２回目に取り寄せたものであり、１回目に取り寄せたサンプルは現在どこにあるか不明という事だ。なんとも怪しいが１回目のサンプルを浜北の実家に持ち込んだとしたら工作があまりに幼稚過ぎてちょっと考えられない。だがそれくらい焦っていたのか、はたまた弁護人や被告人をナメていたか？実家から押収された「端切れ」の謎をどう解くかがこれからの最大の山場になるだろう。支援者もない知恵絞ってでもいろいろ考えていこう。

そして「５点の衣類のDNA再鑑定」、これはすでに検察・弁護側双方が指名した鑑定人により鑑定作業が始まっており、12月22日が結果の提出期日と決定されている。DNA鑑定が成功すれば袴田さんにとって有利な結果がでることを確信している。DNA再鑑定について過度の期待を持つ必要はなく、むしろ以下の点だけが鑑定によって最低限明らかになれば良いはずである。５点の衣類と袴田さんが結びつかないこと。この衣類が捏造品だろうが犯行着衣だろうが関係ないと、私は考えている。袴田さんと事件を結びつける事ができなければそれでよい。Ｂ型の血痕のDNA型が袴田さんのそれと一致しないことが判ればよい。それにより自然と実家から押収された「端切れ」が５点の衣類のズボンの共布であることの不合理が明らかとなり、その解明へ裁判官も目を向けざるを得なくなるだろう。当時の家宅捜索にかかわった刑事２名は高齢ではあるが存命であり今なら再度の証人尋問や事情聴取が可能である。裁判所には手遅れにならないように迅速に対応することを求めたい。■

## 8・18 要請行動

共同代表・福田勇人

前号『さいしん』で報告できなかった８月 18 日の要請行動について報告します。

1966 年６月 30 日の不当逮捕からちょうど 45 年が経過したこの日、姉の袴田秀子さんと支援団体のメンバー ((日) 無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会門間幸枝副代表、(月) 浜松・袴田巖さんを救う会寺澤暢紘事務局長、(火) 日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会新田渉世委員長、(水) 本会福田勇人共同代表ほか) は、午前９時 30 分過ぎ、永田町の衆院第一議員会館に袴田巖死刑囚救援議員連盟の牧野聖修会長を訪ねました。

秀子さんは一刻も早い弟の救出を求める手紙を牧野会長に手渡し、支援団体メンバーも法務大臣が袴田さんと直接会って現状を把握することなどを求める法務大臣宛の要請書を牧野会長に託し、法務大臣に手渡してほしいと申入れました (手紙と要請書は 12 ページからを参照)。

牧野会長は、議連の活動が目立った成果を上げられていないことを陳謝した上で、新内閣発足後に議連の会合を開き、新しい法務大臣にあらためて死刑執行の停止などを求めていくほか、今まで以上に救援活動を活発にしていきたいと述べました。

**牧野聖修議員のブログ**
**「袴田巖死刑囚の救援に向けて」**
**http://www.seishu.org/20110818.html**

議連への要請を終えた一行は小菅の東京拘置所に移動し、11 時過ぎから袴田さんとの面会に臨みました。しかしこの日も袴田さんが「関係ないから会わない」と面会を拒否し、昨年８月 24 日以来の面会は実現しませんでした。『ボクシング・ビート』８月号と花束を差し入れました。

その後秀子さんは拘置所の調査官と医務担当職員から袴田さんの健康状態について説明を受け、ここ１年で８キロも太ったことや、服薬を拒んでいることなどがわかりました。支援団体は事前に調査官との面談を申入れていましたが、多忙であることなどを理由に調査官は面談に応じませんでした。また、用意していた拘置所長宛の要請書についても調査官は郵送するよう求め受け取りを拒否しました (その日のうちに郵送済み)。

秀子さんは拘置所近くの公園で報道陣から質問を受け、「いつひょっこり会ってくれるかわからないから、これからも通い続けるだけ」と気丈に答えていました。

袴田さん逮捕から 45 年。「袴田事件」は今も続いています。■




左から寺澤さん、牧野会長、秀子さん、新田さん、門間さん

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

## ★2011/09/26 発売の『冤罪ファイル』に袴田事件の特集記事！★

共同代表・福田勇人

９月２６日に発売された『冤罪 File No.14』に袴田事件の特集記事が掲載されています。皆さん是非お買い求めください！■



２０１１年8月１８日

袴田巖死刑囚救援議員連盟
　会長　牧野　聖修　殿

袴田巖　保佐人　袴田ひで子

# 弟巖を直ちに救い出してください

今からちょうど４５年前、１９６６年８月１８日の巖の逮捕はまさに青天の霹靂でした。私ども家族にとっても全くもって考えられない出来事であり、すべての時が止まってしまったかのようでした。

そして、何としても巖の無実を晴らさなければ死んでも死にきれないと今日まで闘い続けてまいりました。

本年３月１０日、昨年法務省が全死刑囚に行ったとされる精神鑑定の情報開示を法務大臣に求め、巖の死刑執行の停止を求めました。

しかし、結果は「個人情報」であることを理由に何の誠意もない回答でした。

つきましては、以下の事柄について法務大臣及び東京拘置所長に要請いただき、弟巖が直ちにふるさと浜松に帰ることができるようご尽力いただきたく切にお願いします。

記

## 1　法務大臣あて

（1）　巖との面会を直ちに実行し、刑事訴訟法第 479 条を適用し、死刑執行を直ちに停止させていただきたいこと。

（2）　健康回復のための適切な治療を実施するためにあらゆる方策を検討していただきたいこと。

## 2　東京拘置所長あて

（1）　定期的に保佐人に対して健康状態を書面および口頭で報告していただきたいこと。

（2）　口頭での報告時に、保佐人が推薦する医師等の専門家の同席を許可していただきたいこと。

（3）　現在面会を拒否しているのは、拘禁反応や認知症の影響が大きいものと考えられますので、本人の意思を尊重しつつも、面会が実現するよう特別の措置を講じていただきたいこと。

２０１１年８月１８日

袴田巖死刑囚救援議員連盟
　会長　牧野　聖修　殿

# 無実の死刑囚袴田巖さんの一日も早い解放を願って

袴田巖死刑囚救援議員連盟の懸命なる活動に心から敬意を表します。

さて、袴田事件は、静岡地裁に係属中の第２次再審請求審でこれまで９回の三者協議が行われました。

この間足利事件と布川事件で相次いで再審開始決定が確定するなどの状況があり、検察官から一部ではありますが、証拠の任意開示が行われるようになってきています。

このことにより、いくつかの重要な事実が明らかになりました。

５点の衣類のズボンの寸法札の「Ｂ」の表示は「Ｂ体」ではなく、「色」を意味すること、また、静岡県警に対して、捜査記録の保存や廃棄に関する規則等の情報公開請求を繰り返した結果、「現場写真記録３冊」の存在が明らかになるなど袴田さんにとって有利となる重要な証拠が開示されずにいたことなどです。

そして、２０１１年１月２７日、日弁連は、法務大臣に対して、袴田さんが妄想性障害に罹患しているのに適切な治療が行われておらず、また、刑訴法４７９条１項の「心神喪失」状態にあると認められるとした上で、袴田さんについて死刑の執行を停止するよう命令すること、および、刑事施設外の病院に入院させて適切な治療を行わせるよう東京拘置所長に指示するべきことを勧告しました。

これを受け、貴議連から法務大臣への死刑執行停止の要請活動などが取り組まれましたが、法務大臣は、袴田さんの死刑の執行停止を命じず、また、適切な治療措置を指示することもないまま、理不尽にも袴田さんの解放は果たされず、死刑執行の恐怖のみが重くのしかかっています。

つきましては、本日、逮捕から４５年の年月が過ぎた袴田さんへの適切な治療と死刑執行停止の実現に向けて、別添法務大臣あて要請書を作成しましたので、議連の皆さまの多大なるお力添えにより、法務大臣が要請の趣旨を受け止め、直ちに決断するよう積極的な働きかけをお願いする次第です。

以上

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会　代表　楳田　民夫
浜松・袴田巖さんを救う会　会長　渥美　邦夫
無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会　代表　門間　正彦
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会　委員長　新田　渉世
袴田巖さんの再審を求める会　共同代表　福田　勇人

# 要　請　書

2011年8月18日

法務大臣　殿

無実の死刑囚袴田巖さんが警察によって突然逮捕されてから今日8月18日で丸45年が経過しました。袴田さんは現在75歳。わずか3畳ほどの独房に長期間拘束され続けたため拘禁反応を発症し、加えて糖尿病や認知症の症状も報告されています。袴田さんが心身共に危機的な状態にあることは明らかです。

昨年8月以降袴田さんは、保佐人である実姉や再審請求の弁護人、そして支援者からの面会申込みに対して、「知らない人だ」「関係ない」などと言って面会を拒否しています。これは、身に覚えのない罪により、「無実の死刑囚」として日々死刑執行の恐怖にさいなまれた結果、精神のバランスを失い、さらには認知症も影響して心身喪失状態に陥ってしまったためです。

雪冤を果たすべく現在静岡地裁で進められている再審請求審は、今月中にもDNA再鑑定が実施される公算が高まり、重大な局面を迎えているにもかかわらず、今の袴田さんは自分の置かれた状況を正しく理解することができなくなっているのです。

これまでも私たちは法務当局に対し何度となく袴田さんの窮状を訴え、刑の執行停止と即時解放、外部医療機関による適切な医療処置を要請してきましたが、未だ袴田さんは獄に繋がれたままです。個々の被収容者の状態を無視して機械的に処遇を均一化することが公平性の確保にはなりえず、被収容者の人権を尊重しこれらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とした「被収容者処遇法」の立法趣旨にも反すると考えられます。

そこで、袴田さんの逮捕から45年が経過する今日、あらためて大臣に下記事項を要請する次第です。

記

**1.　大臣自ら袴田巖さん本人と面会して下さい。**

検察と一体となった法務官僚の報告を鵜呑みにするのではなく、袴田さんの現状を大臣ご自身の目で確認して下さい。そうすれば、直ちに死刑執行を停止することが法の正義に適い、袴田さんを拘束しておくことに何の意味もないことがわかるはずです。

**2.　東京拘置所長に対し以下の事項を実施するよう指示して下さい。**

(1) 保佐人が「身上配慮義務」を果たすことができるよう、
　① 保佐人に対し定期的に袴田さんの健康状態を書面および口頭で報告すること。
　② 口頭での報告時に、保佐人が推薦する医師等の専門家の同席を許可すること。

(2) 現在袴田さんが面会を拒否しているのは、拘禁反応や認知症の影響であるところ、袴田さんの意思を尊重しつつも、面会が実現するよう特別の措置を講じること。

(3) 現在親族・弁護人および数名の支援者を除き、袴田さんとの面会を拘置所は許可していないが、不許可の理由を明確に説明しないところ、その理由を法的根拠とともに説明し、行政機関としての説明責任を誠実に果たすこと。

以上

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会　代表　楳田　民夫
浜松・袴田巖さんを救う会　会長　渥美　邦夫
無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会　代表　門間　正輝
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会　委員長　新田　渉世
袴田巖さんの再審を求める会　共同代表　福田　勇人

# 要　請　書

2011年8月18日

東京拘置所長　殿

1966年8月18日、袴田巖さんは身に覚えのない罪により不当にも逮捕され冤罪被害者として今日で丸45年が経過します。

袴田さんは現在75歳。長期間の獄中生活のため拘禁反応を発症し、加えて糖尿病や認知症の症状も認められ、心身共に危機的な状態にあることは明らかです。

昨年8月以降袴田さんは、保佐人である実姉や再審請求の弁護人、そして支援者からの面会申込みに対して、「知らない人だ」「関係ない」などと言って面会を拒否しています。これは、身に覚えのない罪により、「無実の死刑囚」として日々死刑執行の恐怖にさいなまれた結果、精神のバランスを失い、さらには認知症も影響して心身喪失状態に陥ってしまったためです。

これまでも私たちは法務当局に対し何度となく袴田さんの窮状を訴え、刑の執行停止と即時解放を要請してきました。

つきましては、袴田巖さんの逮捕から45年が経過する今日、あらためて下記事項を強く要請する次第です。

記

1　保佐人が「身上配慮義務」を果たすことができるよう、

（1）保佐人に対し定期的に袴田さんの健康状態を書面および口頭で報告すること。

（2）口頭での報告時に、保佐人が推薦する医師等の専門家の同席を許可すること。

2　現在袴田さんが面会を拒否しているのは、拘禁反応や認知症の影響であるところ、袴田さんの意思を尊重しつつも、面会が実現するよう特別の措置を講じること。

3　現在親族・弁護人および支援者等数名の例外を除き、袴田さんとの面会を許可しないが、不許可の理由を明確に説明しないところ、その理由を法的根拠とともに説明し、行政機関としての説明責任を誠実に果たすこと。

以上

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会　代表　楳田　民生
浜松・袴田巖さんを救う会　会長　渥美　邦夫
無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会　代表　門間　正純
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会　委員長　新田　渉世
袴田巖さんの再審を求める会　共同代表　福田　勇人

袴田事件
逮捕45年

# 姉、面会かなわず

死刑執行停止など

## 改めて議員に要請



牧野聖修衆院議員（左）に要請書を手渡した袴田死刑囚の姉の秀子さん

☞毎日新聞静岡版
2011年8月19日

旧清水市（現静岡市清水区）で家族4人が殺害された「袴田事件」で、死刑囚（ふん）を訴え第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(75)の逮捕から45年となった18日、姉の袴田秀子さん(78)が東京拘置所(東京都葛飾区)を訪れたが袴田死刑囚との面会はかなわなかった。昨年8月以来、面会が実現しておらず、秀子さんは「なんとか顔を見て健康状態を確認したい」と話した。

袴田死刑囚の支援者らと拘置所を訪れた秀子さんは、面会を申し込んだ際に応対した職員から「袴田死刑囚が『会う必要がない』と面会を拒否した」と説明を受けた。また昨年と比べ8キロ体重が増えていたり、処方されている糖尿病などの薬を拒否しているなど、体調についての説明を受けたという。

秀子さんは「2年前に、拒否していたのが急に会えたこともあった。いつ会えるかわからないので、面会を申し込み続けたい」と話した。

また拘置所訪問に先立ち、秀子さんらは袴田死刑囚を支援する超党派の議員連盟会長の牧野聖修衆院議員をたずね、改めて法務相への死刑執行停止や適切な治療を要請した。

【仲田力行】

### 「法相は袴田死刑囚と面会を」
### 支援団体、議連に要請

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、第2次再審請求中の袴田巌死刑囚（75）の姉秀子さん（78）＝浜松市中区＝や支援者が18日、国会内に超党派の「袴田巌死刑囚救援議員連盟」の牧野聖修会長（民主、衆院静岡1区）を訪ね、法相が袴田死刑囚本人と面会することなどを求める要請書を提出した。

袴田死刑囚の逮捕からちょうど45年を迎えたことを受け「長期間の拘束で拘禁反応を発症した上、糖尿病や認知症の症状も報告されている。心身ともに危機的な状況にあることは明らか」として、適切な治療と死刑執行停止の実現に向け、法相らに働き掛けを強めるよう要望した。

要請書は法相に対し「検察と一体となった法務官僚の報告をうのみにするのではなく、袴田さんの現状を自身の目で確認してほしい。そうすれば、拘束に何の意味もないことが分かる」と袴田死刑囚との面会を要求。秀子さんに袴田死刑囚の健康状態を定期的に報告することも求めている。

この後、秀子さんは東京拘置所を訪問したが、「袴田死刑囚が拒んでいる」との理由で面会できなかった。昨年8月以来、面会できない状況が続いている。秀子さんは「とにかく健康に気をつけて元気にやるようにと伝えたい」と話していた。



袴田巌死刑囚救援議員連盟の牧野会長に要請書を提出する袴田秀子さん（右）＝18日午前、国会内

☞静岡新聞
2011年8月19日

## 「袴田事件」逮捕から45年

# 面会求めかなわず

### 死刑囚の姉「ずっと来続ける」



東京拘置所の職員と面談後、取材に応じる袴田巌死刑囚の姉の秀子さん＝東京都葛飾区

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年に一家4人が殺害された「袴田事件」で、死刑が確定した袴田巌死刑囚(75)＝第2次再審請求中＝に対し、姉秀子さん(78)が18日、東京拘置所を訪れて面会を求めたがかなわなかった。66年8月18日の逮捕からこの日で45年。認知症の症状も見られるようになり、会えない弟の心身に姉は一層の思いを寄せる。

秀子さんによると、東京拘置所に面会を申し込んだが、「本人が会わないと言っている」との理由から実現しなかった。昨年8月24日を最後に会えない状況が続いているという。秀子さんは調査官や医務担当者ら拘置所の職員と面談。薬を飲むのを嫌がっていることや時々体操をしていることなど、袴田死刑囚の最近の様子を聞いたという。

「持病の糖尿病や高血圧が心配。顔を見れば健康状態も分かるのに」と表情を曇らせた。会話がかみ合わないなど認知症とみられる症状も出ているという。

拘置所訪問に先立ち、秀子さんらは、救援を目指す議員連盟会長の牧野聖修衆院議員を訪ね、袴田死刑囚への適切な治療と死刑執行の停止を求めた。

牧野議員は「法相には幾度も執行停止の要望書を提出してきており、進みつつある。（民主党の）新しい執行部が立ち上がり次第、引き続き運動していく」と述べた。支援者団体は、秀子さんに定期的に袴田死刑囚の健康状態を報告することや、報告時に外部の医師の同席を許可することなどを求める要請書を東京拘置所に郵送するとしている。

秀子さんは、会えない弟の健康状態に心配は募ると話す。「しばらく面会できなくても、ひょっこり出てきて会えたことがこれまでにもあった。これからもずっと来続けるだけです」

# 袴田死刑囚面会 姉の申請を拒否

### 東京拘置所 昨年8月最後に

静岡市清水区で一家四人が殺害された「袴田事件」で、袴田厳死刑囚(七五)が逮捕されてから四十五年となった十八日、姉の秀子さん(七八)が収監先の東京拘置所で袴田死刑囚への面会を試みたが、拒否された。毎月訪れているが、昨年八月を最後に面会できない状態が続いており、秀子さんは「顔を見れば健康状態を確認できるが、会えなければ分からない」と心配した。



袴田死刑囚への面会が拒否された後、取材に応じる姉の秀子さん＝18日午後、東京拘置所前で

拘置所前で取材に応じた秀子さんによると、拘置所の担当者から面会拒否の理由について、「本人が会う必要はないと言っている」と言われたという。

袴田死刑囚は拘禁反応とみられる症状で意思疎通が困難なほか、認知症や糖尿病などの病気の悪化も心配されている。医務担当者からは「本人が薬を飲もうとしないので、無理には飲ませていない」と説明を受けたという。

秀子さんはこの日、袴田死刑囚を支援する国会議員連盟の牧野聖修会長と面談。死刑執行の停止などを法務当局に働き掛けるようあらためて要望した。牧野会長は「議員連盟は一進一退で、期待に応えられていない。内閣が次の体制になれば、支援活動をさらに頑張りたい」と話した。

㊤朝日新聞静岡版　2011年8月19日
㊦中日新聞　2011年8月19日

# 袴田事件再鑑定決定

## 再審請求審　衣類4点のDNA

清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」の弁護団は二十五日、袴田巌死刑囚(ｷｭｳ)の犯行時の着衣とされてきた衣類のDNA再鑑定が実施されることが正式決定した、と発表した。静岡地裁が二十三日付で弁護団に通知した。

鑑定対象となるのは、犯行現場などに残された「五点の衣類」のうち、白いステテコと緑色のパンツなど四点。五点のうち、ズボンだけが鑑定困難として除外された。

これらの衣類は、犯行時に袴田死刑囚が着用し、被害者の血痕が付着しているとされ、確定判決の決め手となった。一方、弁護団は捜査機関による捏造(ねつぞう)と主張している。

併せて、殺害された被害者二人が着ていたシャツなど四点も鑑定。双方の被害者のDNAと血液型が一致するかどうかを確認する。不一致なら、捏造の可能性が高まり、再審開始につながる新証拠になるという。

DNA鑑定は一九八～二〇〇〇年、東京高裁の即時抗告審で試みられたが、鑑定不能との結果が出ている。その後、鑑定技術が飛躍的に進歩したことから、弁護団は再鑑定を要請していた。

二十九日に開かれる弁護団、地裁、静岡地検との三者協議に、弁護団、地検双方の推薦した鑑定人が出席し、資料を持ち帰る予定。半年ほどで結果が出る見通し。

二十五日、県庁で会見した弁護団の小川秀世弁護士は「裁判所は弁護団の主張を受け入れ、解明が必要と判断した。いい結果を期待している」と話した。

☞中日新聞　2011年8月26日
☞静岡新聞　2011年7月15日
☞朝日新聞静岡版　2011年8月25日

## 袴田事件の第2次再審請求審

# 来月にもDNA再鑑定

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社専務一家4人が殺害された「袴田事件」で無実を訴えている袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求審で、犯行着衣とされた衣類に付着した血痕のDNAの再鑑定が、8月末にも始まる見通しになったことが14日、弁護団関係者への取材で分かった。

関係者によると、8月29日に予定されている静岡地裁、静岡地検、弁護団の次回3者協議に、地検と弁護団のそれぞれが推薦する鑑定人2人が出席することが決まった。これを受け、地裁は次回3者協議の前に再鑑定を正式決定するとみられる。

鑑定人は3者協議後に対象となる資料を持ち帰り、鑑定を開始する。弁護団は、早ければ開始から半年以内に結果が判明するとみている。

DNA再鑑定は、衣類の血痕が被害者のものかなどを調べる必要があるとして、弁護団が2月に地裁に請求。これまでの3者協議で、実施の方向性が固まっていた。

犯行着衣とされたズボン、シャツ、ブリーフなどの「5点の衣類」をめぐっては、弁護団が「捜査機関の捏造（ねつぞう）」と主張している。第1次再審請求中の1998～2000年にもDNA鑑定が行われ、「鑑定不能」との結論が出たが、弁護団は「鑑定技術は当時より進歩した」としている。

☞日経新聞夕刊
2011年8月26日

## 袴田事件

# 再鑑定を正式決定

## 地裁　衣類5点のDNA型

旧清水市（現・静岡市清水区）で1966年に一家4人が殺害された「袴田事件」で、死刑が確定した元プロボクサー袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求をめぐり、静岡地裁が、犯人の衣類とされた「5点の衣類」に付いた血痕のDNA型の再鑑定を正式に決定したことが24日、関係者への取材で分かった。検察側、弁護側の双方の鑑定人が決まり、鑑定方法なども定まったとみられる。

29日に予定されている静岡地裁、静岡地検、弁護団による三者協議では、衣類のどの部位を鑑定するかなどを確認する。

袴田事件DNA鑑定決定
第2次再審請求で地裁

1966年に一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で静岡地裁は26日までに、袴田巌死刑囚(75)が犯行時に着ていたとされ、有罪の決め手とされた衣類などのDNA鑑定を実施すると正式決定した。弁護団が明らかにした。

地裁は23日付で検察側、弁護側それぞれが推薦した専門家2人を鑑定人に選任。29日に地裁で開かれる地裁、静岡地検、弁護団の3者協議で試料を採取し、双方の鑑定人が半年程度かけて鑑定を実施する。

毎日新聞静岡版　2011年8月26日
静岡新聞　2011年8月26日

# DNA再鑑定決定

## 袴田事件 2次再審請求審

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で、静岡地裁（原田保孝裁判長）は25日までに、袴田巌死刑囚(75)の犯行時の着衣とされた衣類と被害者の衣類の計8点に付着した血液について、DNA型と血液型を再鑑定することを決定した。

決定は23日付。鑑定の対象は、犯行着衣とされた「5点の衣類」のうち白半袖シャツ、緑色ブリーフなど4点と、被害者のシャツや下着4点。それぞれに付着した血液のDNA型と血液型を調べ、袴田死刑囚や被害者と一致するかを調べる。

鑑定人には、弁護団と検察側の双方が推薦した2人を選任した。29日午後、鑑定人が鑑定に使う試料を持ち帰る。弁護団は、半年程度で鑑定結果が出るとみている。

5点の衣類などのDNA型鑑定は、第1次再審請求即時抗告審で98～2000年に実施され、この際は「鑑定不能」と結論付けられた。弁護団は今年2月、「鑑定技術が進歩した」として再鑑定を請求していた。

5点の衣類は、事件の約1年2カ月後にみそ工場のタンク内から発見された。付着した血痕は血液型が被害者と一致し、衣類は袴田死刑囚のものと認定されて有罪の有力な物証となったが、弁護団は「捜査機関の捏造（ねつぞう）」と主張している。

25日に会見した弁護団の小川秀世弁護士は「捏造かどうかを調べる鑑定で、裁判所も弁護団の主張を理解してくれた」と述べた。

# 新たな衣類 鑑定

## 袴田事件

1966年に旧清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺された「袴田事件」で、死刑が確定した袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求をめぐり、再鑑定が決まっている衣類のなかに、10年前の鑑定の対象でなかった犯人の着衣とされる新たな下着も含まれていることが明らかになった。弁護団が25日、記者会見で明らかにした。

弁護団によると、再鑑定されるのは、犯人の着衣とされる「5点の衣類」のうち、4点の衣類と被害者の4点の衣類についた血痕のDNA型。鑑定には半年程度かかる見通しだという。衣類を押収した捜査員などへの証人尋問を実施するよう申し入れ、24日付で袴田死刑囚の取り調べを録音したテープの証拠開示を求める申立書も提出した。

朝日新聞静岡版　2011年8月26日

# DNA鑑定を決定

## 袴田事件 弁護団「再審に一歩近づく」

1966年に旧清水市（現静岡市清水区）で4人が殺害された「袴田事件」で、静岡地裁に第2次再審請求中の弁護団は25日、県庁で会見を開き、袴田巌死刑囚(75)の有罪の証拠とされた衣類のDNA鑑定を、正式に行うことが決まったと発表した。弁護団の小川秀世弁護士は、「正式な決定が出て良かった。再審にまた一歩近付いた」と話した。

7月にあった地裁、地検、弁護団の3者協議でおおむね合意し、地裁が23日に採用を決定した。

鑑定の対象となるのは、事件発生から約1年2カ月後の67年8月に県警が現場近くで発見し袴田死刑囚のものとした5点の衣類のうち4点。そのうちの半袖シャツには袴田死刑囚の血が、ほか3点には被害者の血が付いているとされる。今回の決定では、袴田死刑囚のものとされる血痕と被害者のものとされる血痕からDNAを採取し、それぞれ袴田死刑囚と被害者の型と一致するかどうかを調べる。

一致しなければ、これらの衣類が捏造された証拠だったことが明らかになる。

鑑定は、検察側、弁護側それぞれが鑑定人を立てて行う。29日の3者協議の際に衣服の一部を切り取り、それぞれが持ち帰って鑑定するという。早ければ半年で結論が出る。

【平塚雄太】

## 袴田事件、ＤＮＡ型再鑑定へ

一九六六年に一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求で静岡地裁は二十五日までに、袴田巌死刑囚(七五)が犯行時に着ていたとされ、有罪の決め手とされた衣類などのＤＮＡ鑑定を実施すると正式決定した。弁護団が同日、明らかにした。

地裁は二十三日付で検察側、弁護側それぞれが推薦した専門家二人を鑑定人に選任した。二十九日に地裁で開かれる地裁、静岡地検、弁護団の三者協議で試料を採取し、双方の鑑定人が半年程度かけて鑑定を実施する。

弁護団によると、鑑定するのは死刑囚のものとされる下着など四点と被害者の下着など四点。それぞれに付着した血痕のＤＮＡ型を比較、死刑囚のものとされる四点に付着した血液が被害者のものかどうか調べる。

死刑囚のものとされる四点は事件から約一年後の公判段階で、死刑囚の勤務先だったみそ製造会社で見つかった。弁護団は「血痕が被害者のものでなければ、証拠が捏造されたことが裏付けられ、再審開始につながる」としている。

第一次再審請求の即時抗告審で九九～二〇〇〇年、衣類の血痕をＤＮＡ鑑定したが、判定できなかった。弁護団が今年二月に「技術の進歩で鑑定できる可能性がある」と地裁に再鑑定を請求、三者で調整していた。

産経新聞静岡版　2011年8月26日

昭和41年に清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺害された袴田事件で、静岡地裁は第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(75)の弁護団が求めていた証拠品のＤＮＡ型鑑定を実施すると決めた。対象は同死刑囚が犯行時に着ていたとする「5点の衣類」のうち4点と、被害者が着用していた衣類4点。「5点の衣類」は死刑判決の判断に大きく影響したが、事件から1年以上たって現場近くから見つかったとされ、弁護団は同死刑囚のものでないと主張している。

ＤＮＡ型鑑定は第1次再審請求時にも行われ「鑑定不能」とされたが、25日に記者会見した弁護団の小川秀世弁護士は2度目の鑑定に「結果が出れば、決定的証拠になる可能性が高い」と指摘。鑑定は29日から開始され、同弁護士は半年ぐらいで結果が出るとの見方を示した。

東京新聞　2011年8月26日

## ＤＮＡ再鑑定決定

### 袴田事件　下着など8点

静岡地裁

一九六六年に一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求で静岡地裁は、袴田巌死刑囚(七五)が犯行時に着ていたとされ、有罪の決め手とされた衣類などのＤＮＡ鑑定を実施すると正式決定した。弁護団が二十五日、明らかにした。

地裁は二十三日付で検察側、弁護側それぞれが推薦した専門家二人を鑑定人に選任した。二十九日に地裁で開かれる地裁、静岡地検、弁護団の三者協議で試料を採取し、双方の鑑定人が半年程度かけて鑑定を実施する。

弁護団によると、鑑定するのは死刑囚のものとされる下着など四点と被害者の下着など四点。それぞれに付着した血痕のＤＮＡ型を比較、死刑囚のものとされる四点に付着した血液が被害者のものかどうか調べる。弁護団は「血痕が被害者のものでなければ、証拠が捏造されたことが裏付けられ、再審開始につながる」としている。

第一次再審請求の即時抗告審で九九～二〇〇〇年、衣類の血痕をＤＮＡ鑑定したが、判定できなかった。

中日新聞　2011年8月26日

### ◎袴田事件でＤＮＡ型再鑑定へ

静岡県清水市（現静岡市清水区）で昭和41年、一家４人が殺害された袴田事件で、静岡地裁は第２次再審請求中の袴田巌死刑囚(75)が犯行時に着ていたとされ、有罪の決め手とされた衣類のＤＮＡ型鑑定実施を決めた。衣類に付着した血痕を鑑定する。弁護団が25日、明らかにした。第１次再審請求時に行われたＤＮＡ型鑑定では、「鑑定不能」とされた。

産経新聞　2011年8月26日

## 袴田事件ＤＮＡ再鑑定

### 静岡地裁決定「犯行時着衣」の血痕

静岡県清水市（現・静岡市清水区）で1966年、みそ会社専務一家4人が殺害された「袴田事件」で死刑判決が確定した袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求で、静岡地裁は、袴田死刑囚が犯行時に着ていたとされる5点の衣類に付着していた血痕のＤＮＡを再鑑定することを決定した。袴田死刑囚の弁護団の小川秀世事務局長が25日、明らかにした。決定は23日付。

今後、静岡地裁、静岡地検、弁護団の3者で鑑定方法や期間を協議する。

1審判決は、ズボンなど5点の衣類に付着した血液を袴田死刑囚の血液と認定し、有罪の証拠と位置づけた。しかし、袴田死刑囚の弁護団は、5点の衣類が事件の約1年2か月後に見つかった点などを挙げて「捜査当局による証拠の捏造があった」と主張。25日の記者会見で小川事務局長は「袴田死刑囚の血液ではないことが明らかになれば、無罪を確定する有力な証拠になる」と語った。

5点の衣類の鑑定は第1次再審請求中の1998～2000年にも行われたが「鑑定不可能」とされた。弁護団は2月、静岡地裁に再鑑定を請求していた。

読売新聞　2011年8月26日

# 袴田事件再鑑定を開始

## 再審請求審 3者協議 衣類5点のDNA

清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求審で、袴田厳死刑囚(75)の弁護団と静岡地検、静岡地裁の三者協議が二十九日、静岡地検の類のDNA再鑑定の作業が始まった。弁護団、地検双方の鑑定人が、衣類の一部を切り取って持ち帰った。

三者協議終了後、会見した弁護団によると、鑑定人が結果を地裁に提出する期限は十二月二十二日。当初は鑑定対象から除かれたズボンと被害者の専務の着衣も含まれた。

五点の衣類は、事件発生から約一年二カ月後、現場近くのみそタンクから見つかった。被害者の血痕が付着しているとされ確定判決の決め手になったが、弁護団は捜査機関の捏造を主張している。

鑑定人は、併せて鑑定する被害者の着衣と比較し、衣類に付着した血液のDNAが被害者と一致するかなどを確認する。

この日の三者協議では、弁護団の証拠開示の請求を拒んでいる地検に対し、地裁は証拠の存否や不開示理由などを十一月十一日までに回答するよう求めたという。弁護団は「審理を進めるという地裁の積極的な訴訟指揮」と評価した。

☞中日新聞静岡版
産経新聞静岡版
2011年8月30日

# 袴田再審 DNA型鑑定始まる

昭和41年に清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺害されたいわゆる袴田事件で、袴田厳死刑囚(75)の弁護団と静岡地検、静岡地裁は29日に3者協議を開催。弁護側と地検が選出した鑑定人が、被害者の着用していた衣類4点と、袴田死刑囚が犯行時に着ていたとされる「5点の衣類」のサンプルを持ち帰り、同日からDNA型鑑定が始まった。

鑑定人は、証拠品に人の血が付着しているか▽血液型▽DNA型▽性別―など7点を確認し、12月22日までに結果を地裁に提出する。

また、弁護団によると、この日に行われた3者協議では、これまで弁護団の請求にもかかわらず、開示されていなかった証拠について、地裁が検察に「弁護団の意見書に対して反論を提出するように」と指示したという。

☞中日新聞静岡版
2011年8月30日

## 解説 DNA技術進歩で修復

捜査機関の証拠捏造があったかどうかで揺れ続ける袴田事件は、DNA鑑定の技術的進歩によって、真実解明に向け大きく前進する可能性が高まった。

DNA鑑定は一九九八―二〇〇〇年、東京高裁での即時抗告審で試みられたが、二年かけてもDNAを検出できなかった。

ある鑑定の専門家によると、袴田事件の場合、最大の難しさは血痕が付着しているとされた衣類がみそタンクに漬かっていた点。みその酵素がDNAを破壊し、当時の技術では修復できなかった。それから十年余りが過ぎ、現在の技術なら修復が可能という。

進歩したDNA鑑定は、冤罪（えんざい）を防ぐ手段にもなりつつある。菊田幸一・明治大名誉教授は「確実な鑑定なら、決定的な証拠になる。それは捜査を自白偏重から証拠中心へと変え、『疑わしきは被告人の利益に』にかなう」と指摘する。

一九九〇年に起きた足利事件では、二〇〇九年に行われた再鑑定が、九一年の旧鑑定を覆して無罪に導いた。最近では、九七年の東京電力女性社員殺害事件で鑑定が行われ、遺留品から受刑者と別のDNAを検出、再審開始の可能性が指摘されている。

（静岡総局・加藤隆士）

朝日新聞静岡版　2011年8月30日

# DNA再鑑定 着衣など11点

## 袴田事件で三者協議

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年に一家4人が殺された「袴田事件」で、死刑が確定した元プロボクサー袴田厳死刑囚(75)の第2次再審請求をめぐって29日、静岡地裁、静岡地検、弁護団による三者協議が開かれた。DNA再鑑定の対象が犯人の着衣とされた「5点の衣類」と被害者の衣類6点の計11点に決定。依頼した鑑定人による「5点の衣類」などの鑑定の作業が始まった。4カ月ほどで鑑定結果が出ることになる。

また、静岡地裁は検察側に対し、弁護側が証拠開示請求したもののうち、いまだに出されていないものについて、「存在するのかしないのか、存在するならなぜ出せないのか」と意見書の提出を求めた。次回三者協議は11月21日の予定。

袴田事件再審請求

# 「証拠不開示説明を」

## 3者協議 地裁、検察側に初要請



「DNA鑑定を受けてか、裁判所が好意的になった」と手応えを語る弁護団の小川秀世弁護士（中）。左は西嶋勝彦弁護団長、右は袴田死刑囚の姉秀子さん

毎日新聞静岡版　2011年8月30日

1966年に旧清水市（静岡市清水区）でみそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、第2次再審請求中の弁護団と、静岡地裁、静岡地検による3者協議が29日、同地裁であった。検察、弁護団の両鑑定人が証拠の衣類からDNA鑑定のための試料を持ち帰ったほか、地裁側が初めて、検察側に対して証拠開示に応じない理由を明らかにするよう要請した。協議後に会見した弁護団が明らかにした。

小川秀世弁護士は、「DNA鑑定が始まったからか、裁判所側の姿勢が良くなってきたように感じた」と振り返った。弁護団は今まで9回にわたり、当時の関係者の調書や、実況見分の写真のネガなど約40項目の証拠開示を請求してきたが、検察側が開示したのは半分以下にとどまる。

従来の協議では地裁側は検察側の対応を問題視しなかったという。しかし今回は、開示を求められた資料に対し、①存在の有無②あるのに開示できないならその理由――の2点を11月11日までに回答するよう検察側に求め、①、②のいずれについても答えられないならば、「裁判所として何らかのことを考えたい」と話したという。

一方、DNA鑑定では、従来の予定より早い12月22日までに鑑定報告書を出すことで合意した。検察側、弁護側双方の鑑定人が証拠衣類を見て、血痕のついた部分を約2㌢×約1㌢大に切り取り、半分にして双方が持ち帰ったという。鑑定では、袴田厳死刑囚(75)が犯行に用いて現場近くに隠したとされ、袴田死刑囚や被害者の血痕が付着したとされる衣類と、袴田死刑囚や、被害者の衣類から採取したDNAが一致するかを調べる。

袴田死刑囚が着ていたとされる衣類5点に加え、被害者の当時41歳の男性専務のズボンと下着など6点を含め、計11点が鑑定の対象となった。弁護団は、「この機会に一緒にやってしまおうという流れになった。どちらも非常に熱心な鑑定人で、結果が期待できる」と話した。次回協議は11月21日に開かれる。【平塚雄太】

静岡新聞　2011年8月30日

# 証拠未提出 理由明示を

## 袴田事件2次再審請求審 静岡地裁、検察側に要請

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で無実を訴えている袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求をめぐる静岡地裁、静岡地検、弁護団の3者協議（原田保孝裁判長）が29日、静岡地裁で開かれた。同地裁は検察側に対し、弁護団が求めながらも開示していない証拠について、その理由を明示するよう初めて求めた。協議後に会見した弁護団が明らかにした。

弁護団によると、検察側が未提出の証拠は、袴田死刑囚の否認調書や、取り調べの際の録音テープ、弁護団がねつ造と主張する犯行着衣「5点の衣類」の捜索写真など。3者協議で地裁は検察側に対し、次回協議前の11月11日までに未提出証拠一つ一つについて①そもそも存在しない②存在しているが、提出できない③存否も含めて答えられない――の3通りに分類し、文書で示すよう求めた。

未提出証拠の開示をめぐって地裁がこうした要請をするのは初めてで、弁護団は「分類を基に、裁判所が一部を開示するよう検察側に重ねて要請する可能性が高い」とみている。小川秀世弁護士は「これまで受け身だった裁判所が、開示の方向に乗り出したことは画期的」と評価した。

また、3者協議には弁護側、検察側双方が推薦する鑑定人が初出席し、DNA型鑑定に必要な試料を持ち帰った。

# 証拠非開示の理由書
# 地検に提出命じる

## 袴田事件再審請求で地裁

「袴田事件」で死刑判決が確定した袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求で、静岡地検が開示請求に応じていない現場検証写真や袴田死刑囚の否認調書などの証拠について、静岡地裁が同地検に対し、非開示の理由を記した意見書を提出するよう命じたことがわかった。29日、同地裁、同地検、弁護団による3者協議の後、弁護団が記者会見で明らかにした。

同地裁は、非開示となっている証拠が、①存在する②存在するが開示できない理由がある③存在するか含めて回答できない――のいずれかで、11月11日までに回答するよう命じ、「結果を受け、裁判所として何らかの対応をする」と述べたという。弁護団の小川秀世事務局長は「裁判所が証拠開示請求に介入するのは初めてで、画期的だ」と評価した。

一方、この日、同地検と弁護団の鑑定人が袴田死刑囚の犯行時の着衣とされる「5点の衣類」の一部を持ち帰り、付着している血痕のDNA再鑑定が始まった。

弁護団によると、双方の鑑定人はそれぞれ、5点の衣類の一部約2㌢四方を30点以上持ち帰り、約4か月かけて血痕の血液型やDNA型などを調べる。

読売新聞静岡版　2011年8月30日

# 社　説

<2011.9.20>

# 証拠の積極的な開示を

## 袴田事件

旧清水市（静岡市清水区）で1966年にみそ製造会社専務一家4人が殺害され、袴田巌死刑囚(75)が死刑判決を受けた「袴田事件」をめぐり、静岡地裁が静岡地検に対し、第2次再審請求中の弁護団が求めている証拠の開示（公開）に応じられない理由を明らかにするよう求めた。

検察側は昨秋以降、弁護団の求めに応じて証拠の開示を始めているが、一部にとどまっている。この際、検察側は、裁判所が求めた理由を明らかにするだけでなく、「検察側に都合の悪い証拠は隠している」といった批判を招かないためにも、自らより積極的に証拠の開示に応じるべきだ。

裁判所の要請は、第2次再審請求をめぐる地裁、地検と弁護団の3者協議で行われた。弁護団によると、地裁は地検に対し、弁護団が開示を求めている各証拠について、①存在しない②存在するが、開示はできない③存否も含めて答えられない――の3通りに分けて、11月の次回3者協議の前に答えるよう求めた。地検の回答を受け、裁判所がさらに対応を促すことも示唆したという。

対象となる証拠は、犯行着衣とされた「5点の衣類」の実況見分の写真ネガや、犯行経路とされる裏木戸が一部施錠されていても通れるとした警察の「裏木戸実験」の写真ネガ、裁判所に提出されていない袴田死刑囚の供述調書など。いずれも弁護側が「袴田死刑囚の無実を証明する上で重要」として開示を求めている。

過去の刑事裁判では、検察側は捜査機関が集めた証拠の中から、自らの主張に沿った証拠だけを提出すればよかった。しかし、裁判員裁判の導入に伴う2004年の刑事訴訟法改正で公判前整理手続きが規定され、一定の条件を満たせば弁護側の求めに応じて検察側が証拠を開示しなければならないことになった。

改正法の規定はあくまで公判前整理手続きについてだが、袴田事件のような再審請求手続きにも適用すべきとする専門家もいる。「事件が現在発生したと仮定し、公判前整理手続きが行われれば開示されたであろう証拠については、開示されるべき」というわけだ。

そもそも捜査の過程で税金を使って集められた証拠は、警察、検察だけでなく、国民全体の物という言い方もできる。事件発生から時間が経過し、証拠隠滅などの恐れも少ない再審事件に限れば、「真相の解明」という公益実現のために、本来は証拠の全面開示が望ましいとも言える。最低限、被告・弁護側の求める証拠は原則開示されるべきだ。

静岡新聞　2011年9月20日

## 活動報告

8/27～29 弁護団合宿会議参加（焼津・かんぽの宿）
8/29　静岡地検・静岡地裁要請行動参加
8/29　三者協議記者会見参加（静岡・弁護士会館）
8/31　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋・デニーズ）
9/1　11月集会準備（池袋・豊島区民センターほか）
9/11　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
9/13　トクホン真闘ジム興行でリングアピール &Tシャツ・書籍販売（水道橋・後楽園ホール）
9/14　ゴビンダさん支援集会参加（春日・文京区民センター）
9/18　11月集会準備（田町・港区勤労福祉会館）
9/28　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
9/29　袴田事件関連書籍出版打合せ（水道橋・デニーズ）
9/29　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋・デニーズ）
10/2　『さいしん』41号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

お詫び：2010年11月20日から2011年2月11日まで配布しておりました当会のリーフレットに一部「画像抜け」の誤りがありました。（五点の衣類の白シャツの部分）お詫びいたします。新しいリーフレットをご希望の方は、お名前、ご住所、数量をご連絡下さい。お送りいたします！

## カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。
☆どうぞカンパにご協力下さい。
☆ボーナスカンパ大歓迎！



郵便振替口座番号：00120-3-410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会

または

ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュウ店）
当座　019-0410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会

※「巖」は「巌」でも大丈夫です。

## 活動予定

求める会

10/7　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
10/10　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
11/6　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
11/19　求める会主催集会（水天宮前・日本橋公会堂）
12/4　『さいしん』42号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

その他の団体

10/8　死刑廃止フォーラム集会（神楽坂・牛込箪笥区民ホール）
10/20　ボクシング協会支援委員会（水道橋・デニーズ）
10/26　弁護団勉強会＆弁護団会議（霞が関・弁護士会館）
11/5　9条フェスタ（御茶ノ水・総評会館）
11/21　第11回三者協議（静岡・静岡地裁）
11/21　弁護団会議（静岡・弁護士会館）■

Free Hakamada Now!!!

編集後記 東日本大震災によって、非日常が日常化する事となった。9.11のニューヨークのテロの映像が怪獣映画の1シーンように見えた錯覚と同じように、福島第一原発の事故はまさに放射能を吐きながら人々を驚怖に落し入れるゴジラ映画そのものに思える。フィクションの世界が現実に入り込んだ感覚だ。袴田巖さんにとって警察、検察、裁判が作り上げるフィクションの中に放り込まれた現実は、まるで津波に呑まれるかような出来事。冤罪と死刑囚という残酷な海に放り込まれながら、だがまだ袴田巖さんは頑張っている。一刻も早く袴田巖さんを岸に連れて戻らねば。我々の司法に救命艇はあるのか。皆さんの助けが必要です。Free Hakamada Now!!! ■（ペンネーム zan）

※会員募集――作業等お手伝いできる方いらっしゃいませんか。年会費（会報あり）三〇〇〇円、会報年間購読のみ二〇〇〇円